

# 諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則

## 第1章 総則

(会則の目的)

第1条 この会則は、諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ(以下「クラブ」という。)が、クラブの秩序を維持し円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(本拠地)

第2条 クラブは 岡谷市大字内山4769番地14 株式会社やまびこスケートの森内を本拠地とする。

(クラブの目標)

第3条 クラブは「やまびこスケートの森を発信基地として、将来の夢オリンピック選手をこの地から！スポーツマンシップを踏まえ、子供達の健全な人間形成を」を合言葉に、アイスホッケーを愛する者が集い、子供達の健全育成とアイスホッケーの普及及び競技力向上を目標とする。

(クラブ等の登録)

第4条

- 1 クラブは、長野県アイスホッケー連盟、財団法人日本アイスホッケー連盟及び岡谷市アイスホッケー協会(次項において「連盟等」という。)に登録する。
- 2 選手は連盟等にクラブ名で登録する(以下「連盟登録」という)。

## 第2章 組織及び役員

(組織)

第5条

- 1 クラブは、選手、選手の保護者(以下「保護者」という。)、指導者等により構成する。
- 2 クラブの運営は役員会が行う。
- 3 クラブは低学年チーム、高学年チーム、中学生チーム、高校生チームを運営する。

(役員会の構成)

第6条 役員会に役員と委員を置き、各々の構成は次のとおりとする。

1 役員

- (1) 会長 1人 (高学年チーム会長を兼ねる)
- (2) 副会長 3人 (低学年チーム会長、中学生チーム会長、高校生チーム会長を兼ねる)
- (3) 顧問 若干名
- (4) 強化委員 若干名
- (5) 総務 4人 (各チーム総務を兼ねる)
- (6) 一般会計長 1人 (中学生チームから1名)
- (7) 高校生会計長 1名 (高校生チームから1名)
- (8) 広報 若干名
- (9) 監督 4人 (各チーム監督を兼ねる)

2 委員

- (1) 代議員 3人 (低学年、高学年チームから1名、中学生チームから1名、高校生チームから1名)
- (2) 会計補 3人 (各チーム(高校生チームを除く)から1名ずつ)
- (3) 監事 2人 (低学年、高学年、中学生チームから1名、高校生チームから1名)
- (4) コーチ 若干名(各チームコーチを兼ねる)
- (5) 帯同レフェリー 若干名

3 役員は兼務することができる。ただし、会計及び会計補と監事は兼務することができない。

(役員及び委員の職務)

第7条 役員及び委員の職務は次のとおりとする。

1 役員の職務

- (1) 会長はクラブを統括し、代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事情があるときは、その職務を代理する。
- (3) 顧問は会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。
- (4) 強化委員は、監督と協議し練習のスケジュールを調整し、またチームの窓口となり参加しうる大会、練習試合の調整を行う。
- (5) 総務はクラブの事務処理一切を行い、代議員を兼任する。
- (6) 一般会計長はクラブの一般会計の業務を行う。
- (7) 高校生会計長はクラブの高校生会計の業務を行う。
- (8) 広報はクラブの情報を対外へ発信し、アイスホッケーを普及する窓口としての職務を行う。
- (9) 監督は各チームの競技面を統括する。

2 委員の職務

- (1) 代議員は長野県アイスホッケー連盟の代議員としての職務を行う。
- (2) 会計補は会計を補佐し、チームの会計業務を行う。
- (3) 監事はクラブの会計の監査を行う。
- (4) コーチは監督を補佐し、監督に事情があるときは、その職務を代理する。
- (5) 帯同レフェリーは、クラブの大会及び練習試合等において、オンアイスオフィシャルを行う。

(役員及び委員の任期)

第8条

- 1 役員及び委員の任期は1年とし、留任は妨げないものとする。
- 2 役員が任期途中で退任した場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。その場合、後任者の決定は役員会で行う。

(役員会の開催)

第9条 役員会は、その必要に応じて会長が役員を招集し行う。役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。この場合の過半数とは委任状による出席を含むものとする。

### 第3章 会議

#### (会議の種類)

第10条 クラブの意思決定のため、定期総会を、その他必要に応じ臨時総会を開催する。

#### (定期総会)

#### 第11条

- 1 定期総会はクラブの最高意思決定会議であり、次の事項を決定及び承認する。
  - (1) 役員的人事
  - (2) 年間計画及び予算
  - (3) 年間活動報告及び決算
  - (4) 会則の変更
  - (5) その他クラブの運営上重要な事項
- 2 定期総会は毎年1回5月末日までに会長が召集する。
- 3 定期総会は、保護者、指導者及び役員の過半数の出席をもって成立する。この場合の過半数とは委任状による出席を含むものとする。
- 4 前項に定める保護者は1家庭につき1名とし、保護者、指導者及び役員の立場が重複する場合についても、1家庭につき1名とする。

#### (臨時総会)

第12条 臨時総会は年度途中で前条第1項各号に定める事項に変更があるとき又はその他必要に応じ会長が召集する。臨時総会の成立要件及び議決権については、第11条3及び4に定める通りとし、定期総会と同様とする。

### 第4章 選手

#### (選手の定義)

#### 第13条

- 1 選手は保護者及び本人が本クラブの趣旨に賛同し、本会則の手続きにより入会した未就学児から高校3年生までの児童生徒とする。
- 2 選手の区分は次のとおりとする。
  - (1) 正選手 クラブ名で連盟登録をしている、又は連盟登録をする予定の者
  - (2) 準選手 中学生女子選手または高校生女子選手のうち、女子チーム名で連盟登録をしているが、大会等へクラブ名で参加する者

#### (選手等の責務)

第14条 選手及び保護者は次の事項を守り、誠実にその責務に努めなければならない。

- (1) この会則並びにその他このクラブの定めた諸規則、示達を守らなければならない。
- (2) 監督、コーチの指示に従い、積極的に技術向上に努めなければならない。
- (3) クラブの秩序を乱し又は、クラブの運営を阻害する行為をしてはならない。
- (4) クラブの名誉を害し、信用を傷つける行為をしてはならない。
- (5) クラブの秘密を漏らし、クラブの不利益になる行為をしてはならない。
- (6) 練習、大会及び行事に積極的に参加しなければならない。
- (7) 他チーム等（本クラブ内を含む）への練習に参加する場合は、所属チームの監督に相談し、許可を得なければならない。ただし、代表チーム（小学生長野県代表チーム、小学生長野岡谷代表チーム、小学生女子長野県代表チーム、中学生長野県代表チーム、高校生長野県代表チーム）はこの限りでない。

(大会等の参加)

#### 第15条

- 1 大会等参加のクラブ員は各チームの監督が指名する。
- 2 大会等やむを得ず参加できない場合は事前にその旨を各チーム会長に連絡し、監督の許可を得る。
- 3 大会等不参加の連絡が無く欠席した場合、並びに当日不参加の連絡があった場合で、個人負担額及びキャンセル料等が発生した場合はその欠席者が負担する。
- 4 参加者が費用負担の大会及び練習試合の参加意思表示をしたのち、いかなる理由で欠席した場合でも、参加費等の支払い義務は発生する。

### 第5章 会計

(会計の方法)

#### 第16条

- 1 クラブは株式会社やまびこスケートの森支援のもと、会費、賛助金及びその他の収入により運営する。
- 2 会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 クラブの収支は監査を経て総会及び賛助者に報告しなければならない。
- 4 小学生、中学生チームの会計を一般会計とし、高校生チームの会計を高校生会計とする。

(会費)

#### 第17条

- 1 会費は入会金、期会費、月会費、ビジター料とする。会費は口座振替により納入するものとする。年額を一括で振り込む場合には銀行振り込みより納入するものとする。年額一括を振り込み、年度途中で退会した場合には、退会した翌日からの会費を返金する。
- 2 入会金は、入会の際支払うものとし、1人 3,000円とする。アイスホッケー連盟登録料と各手続きの経費とする。
- 3 期会費、月会費の額は次表のとおりとする。

正選手・準選手 (小学生、 中学生)	正選手・準選手 (小学生、中学生) 月額 12,000円 (兄弟姉妹が在籍する場合2人目は 8,000円、3人目以降は1人 6,000円とするが、兄弟姉妹が休会した場合は休会者を差し引いた人数での算出とする)
正選手・準選手 (高校生)	前期・後期各 24,000円 (前期は4月末までに、後期は10月末までに一括で支払うものとする。ただし、事情がある場合は分割納付を認める。)
休会費	無料

- 4 高校生枠のビジター料金は1,000円とし、練習の都度会計、高校生会計または会計補が徴収するものとする。
- 5 他チーム選手のビジター料金は、練習時間に応じて1時間枠は1,500円、また1.5時間枠は2,000円、2時間枠は2,500円とし、練習の都度会計、高校生会計又は会計補が徴収するものとする。
- 6 ゴーリーである選手については、一切クラブからの防具の貸与を受けていない場合に限り、月会費を8,000円とする。兄弟姉妹がいる場合は、ゴーリーである選手を1人目とし、兄弟姉妹を2人目以降として取り扱う。
- 7 必要に応じ臨時会費を徴収することができる。
- 8 賛助金は、クラブに協賛する団体、個人及び企業等からの寄付金をいう。

(費用の負担区分)

#### 第18条

- 1 練習及び大会参加料等の費用は次に定めるものはクラブの負担とする。
  - (1) やまびこスケートの森で行う練習のリンク使用料の全額
  - (2) 年間計画に定められた大会の参加料の全額
  - (3) 監督、コーチの交通費及び宿泊費等の全額
  - (4) チーム及び監督、コーチの連盟登録費用
  - (5) 練習試合等のリンク使用料(予算の範囲内とする)
  - (6) 代議員の代議員会等出席のための交通費
- 2 前項に定める交通費及び宿泊費等のうち他から支払いを受ける場合はクラブでは負担しない。

### 第6章 入会、退会並びに休会等

(入会の手続き)

#### 第19条

- 1 クラブへ入会しようとする者は入会申込書により申し込み、会長が許可する。
- 2 クラブへの入会は各月の1日付とし、月の途中で申し込みがあった場合、会費の徴収は翌月からとする。なお、申し込み日から翌月1日までの間の氷上練習時はビジター料金を支払うものとする。
- 3 クラブへの入会にあたって、氷上体験練習を3回まですることができる。ただし、氷上練習を行っている期間に限る。なお、氷上体験練習を3回行う前に入会した場合、残りの回数を前項のビジター料金に振り替えることができる。
- 4 氷上体験練習にあたり、やまびこスケートの森からスケート靴を借りる場合は、費用は体験者の負担とする。

(入会の禁止)

第20条 以下の者のクラブへの入会を禁止する。万が一、入会後に下記事項に関わる者であることが発覚した場合においては、第22条に定める通り、定期総会又は臨時総会の議決を経て除名とする。

- ・反社会的勢力に関わりのある者
- ・ネットワークビジネス(連鎖販売取引)に関わる者
- ・第13条に定める事項を遵守出来ない恐れがある者

(退会並びに休会の手続き)

#### 第21条

- 1 クラブを退会あるいは休会しようとする者は退会(休会)届を提出し、会長が承認する。
- 2 クラブの退会あるいは休会は各月の月末付とし、退会あるいは休会しようとする者は次の事項を守らなければならない。
  - (1) 貸与品を速やかに返却すること。
  - (2) 退会あるいは休会する日が属する月までの会費を全額納入すること。
  - (3) 退会(休会)届は退会あるいは休会しようとする月の前月の10日までに提出すること。
  - (4) クラブに所属する選手が休会する場合、期間を1年間までとする。

(除名)

第22条 クラブ員及び保護者が次の1つに該当した場合、定期総会又は臨時総会の議決を経て除名とする。

- (1) 第14条に定める事項に違反した場合。
- (2) 会費を長期間滞納した場合。
- (3) 本人又は保護者の言動がクラブ運営上支障を来す恐れがあると認めた場合。

## 第7章 防具等

(クラブ所有の防具等)

第23条

- 1 クラブ所有の防具及び用具は、無料で選手又は体験者に貸与することができる。
- 2 防具の貸与は原則1年以内とする。
- 3 ゴーリーの防具は前項の規定にかかわらず、在籍中は貸与できるものとする。

(防具等の購入)

第24条 クラブ員及びクラブは、防具等を原則として株式会社やまびこスケートの森で購入すること。

## 第8章 雑則

(保険及び免責)

第25条 選手及び監督、コーチは全員保険に加入する。大会及び練習時等において発生した事故の賠償責任は保険の範囲内とする。なお、選手の保険加入にあたっては保護者が責任を持って行うこととする。

(迷惑行為の禁止)

第26条 下記の迷惑行為は禁止する。

- ・営業上の勧誘
- ・宗教上の勧誘
- ・政治上の勧誘（知り合ったメンバーに投票・寄付を依頼など）
- ・金銭の貸し借りに関する迷惑行為
- ・ネットワークビジネス(連鎖販売取引)に関する勧誘、販売等
- ・上記のほか迷惑行為と認められるもの

(その他)

第27条 この会則に定めるもののほか、クラブの運営に関し必要な事項は、その都度協議して決定する。

## 附 則

1 諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則（平成11年4月1日施行）の全部を改正し、平成21年5月10日から施行する。なお、16条の規定による月会費は6月口座振替分から適用する。

諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則（平成11年4月1日施行）の一部を改定し、令和6年6月1日から施行する。なお、17条の規定による月会費は6月口座振替分から適用する。

2 当面の間、第 17 条第 3 項に定める月会費は、毎年その年の 4 月 2 日以降に入部した者で小学校 2 年生以下の者に限り、その年度の 3 月 31 日まで間、月額 9,000 円とする。ただし、兄弟割引がある場合は、低額の方を適用する。

3 当面の間、第 17 条第 3 項に定める月会費は、未就学児に限り、小学校入学までの間月額 9,000 円とする。ただし、兄弟割引がある場合は、低額の方を適用する。

4 当面の間、第 18 条第 3 号に定める監督、コーチの交通費は同じチームに選手がいる監督、コーチには支給しない。ただし、当該選手が参加しない試合等に監督コーチが参加する場合は支給するものとする。

5 一部改正後の会則は令和 3 年 5 月 29 日に施行する。

一部改正(令和 3 年 5 月 28 日)

6 一部改正後の会則は令和 3 年 12 月 13 日に施行する。

一部改正(令和 3 年 12 月 12 日)

7 一部改正後の会則は令和 5 年 5 月 20 日に施行する。

一部改正(令和 5 年 5 月 20 日)

8 一部改正後の会則は令和 6 年 5 月 23 日に施行する。

一部改正(令和 6 年 5 月 23 日)





